

さ情審査答申第115号
平成27年 3月13日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成26年5月14日付けで貴職から受けた、「見沼区役所福祉課異議申立人の生活保護台帳の全て」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成26年2月19日付け見健福第3582号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分のうち、「訪問、所内面接等の日付その他の客観的事実」、「開示請求者に対する指導・援助方針」、「開示請求者から提出を受けたもの」、「開示請求者が知り得るもの」に係る部分の本件対象個人情報については開示すべきである。その余の部分についての本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分において処分庁は、個人情報一部開示決定通知書の別紙開示しない部分の各情報につき、それぞれ別紙開示しない理由記載の理由で不開示とした。
- (2) しかし、これらはいずれも条例所定の不開示理由に当たらず、本件不

開示決定は違法であり、取り消されるべきものである。よって、異議申立人は、本件不開示決定の取消を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 請求人から開示請求があった生活保護台帳の概要を説明する。見沼福祉事務所では生活保護受給世帯ごとに保護台帳を作成し、世帯、資産、扶養義務者の状況、訪問記録、面接記録及び決定調書等、生活保護業務を適正に遂行するための資料を保管している。保護台帳には、世帯の生活状況や、健康状態をはじめ、地区の担当員による保護世帯への助言・指導に関する記録や他の関係機関等第三者から得た調査内容等が編冊されている。そのため、開示請求者に生活保護台帳のすべてを開示することは、実施機関と生活保護受給者との信頼関係を不当に損ない、正確な事実の把握が困難となるほか、今後、実施機関が生活保護業務を行う上で、適正な実施が困難になるおそれがあること等の理由から、当該保護台帳のうち、情報の内容ごとに名称を特定し、条例第14条第2号から第5号のいずれかに該当する部分を不開示とした一部開示決定を行った。
- 2 条例第14条第2号により不開示の決定を行った行政情報は、「扶養義務者一覧表」に記載された扶養義務者の住所、資産の状況、交際の状況、扶養能力程度などであり、開示請求者以外の第三者に関わる内容が含まれている。生活保護業務の適正な実施を行うにあたり、被保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう指導を行い、また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっているため、当福祉事務所は、扶養義務者の住所、資産、交際状況等、扶養能力の程度について調査し、把握する必要がある。なお、当該調査は、調査結果の秘匿性を前提に協力を得たものであり、回答した扶養義務者は福祉事務所以外の者に調査内容を知られるとは考えてはいない。これらを開示することは、扶養義務者のプライバシー、社会生活上の利益を害するおそれがある。また、その他の開示請求者以外の者の個人情報についても、正当な権利利益を害するおそれがあるため、不開示決定を行った。
- 3 条例第14条第3号により不開示の決定を行った行政情報は、「病状調査記録票」に記載された、病名、病状、療養上の指示及び患者の受療態度、治癒の見込み期間、福祉事務所に対する意見要望、就労の可能性、精神障害者保健福祉手帳の取得、障害年金の受給（程度）、嘱託医の意見などであり、開示請求者の相談、診断、指導に関わる内容が含まれている。生活保

護の実施機関は、被保護者に対して生活の維持、向上のために必要な指導、指示をすることができる。指導、指示を行うためには、訪問調査や関係機関調査によって被保護者の生活状況を把握し、被保護者の病状、稼働能力等を専門的見地からの意見を踏まえ、判定する必要がある。これらの調査によって得た情報は、本人に知られないことを前提としており、開示することにより、被保護者と関係機関、生活保護の実施機関と関係機関の信頼関係を失いかねず、正確な事実の把握が困難となり、生活保護業務の適正な実施に支障をきたすと判断した。

- 4 条例第14条第4号及び第5号により不開示の決定を行った行政情報は、「ケース診断会議録、ケース診断諮問票」などであり、当福祉事務所が行う、開示請求者に対する支援及び処遇に関する検討及び協議についての情報が含まれている。当福祉事務所は開示請求者に対し、不実の申請その他不正な手段により生活保護を受けたため、生活保護法第78条に基づく費用徴収の決定を行っている。開示請求者は当福祉事務所が行った費用徴収決定に応じず、不正受給金額が高額であることから、今後の開示請求者に対する措置及び処遇について検討が必要であり、当該情報は検討または協議における内部検討情報である。検討または協議の結果によっては、必要に応じて、法的手段に訴えることも十分にあり得るため、訴訟に関する市の処理方針を事前に開示することは、市の権利行使が損なわれるおそれがあり、また、特定の者に利益が生じるおそれがあると判断した。
- 5 開示請求者以外の第三者情報、開示請求者に対する指導、指示のための調査、開示請求者に対する今後の処遇及び内部検討事項等を取りまとめて記録しているものが「ケース記録」であり、上記の事項を個別具体的に記載しているものである。その内容は条例第14条第2号、第3号、第4号及び第5号に該当すると判断した。

第4 審査会の判断の理由

1 条例における個人情報開示の仕組みについて

条例第1条には、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする」と定められている。

そして、条例第12条第1項で「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる」と定め、「自己の個人

情報をコントロールする権利」の保障の観点から、情報の主体者である個人が自己の情報の流れなどを確認することができるよう開示請求権を法的権利として創設している。

また、条例第14条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない」と規定し、誰もが開示請求権を有し、これに対して、実施機関は個人情報を開示する義務を負う法的な権利義務関係が明確化されている。

したがって、個人情報の開示請求があった場合は、実施機関が保有する行政情報に記録されている個人情報が同条各号で示す不開示情報に該当するか否かの判断を行い、不開示情報が記録されている部分を除き、開示請求者に当該個人情報を必ず開示しなければならない、実施機関の裁量によって開示しない対応をとるということはできないものである。

2 本件異議申立てについて

- (1) 本件対象個人情報は、異議申立人が開示請求を行った「見沼区役所福祉課異議申立人の生活保護台帳の全て」である。
- (2) 実施機関は、口頭意見陳述時の説明において、本件対象個人情報のうち、不開示とした情報を次の9種類に分類した。①訪問、所内面接等の日付その他の客観的事実、②開示請求者に対する指導・援助方針、③開示請求者から提出を受けたもの、④開示請求者が知り得るもの、⑤開示請求者以外の第三者に関する情報、⑥開示請求者に対する評価・判定・所見及び協議内容、⑦医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容、⑧開示請求者との応対内容、⑨福祉事務所が行う調査及びその回答。

そして、その理由として次のように説明している。

①～④は条例第14条第4号及び第5号に該当し、開示することにより、適正な意思決定の確保への支障が生じ、生活保護法の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

⑤は、条例第14条第2号に該当し、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利害を害するおそれがあるため。

⑥は、条例第14条第3号に該当し、協議内容が開示請求者の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導援助が困難になる等、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため。

⑦は、条例第14条第3号及び第5号に該当し、開示することで、当該福祉事務所と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、当該関係機関

から率直な意見の提供を受けられなくなるおそれがあるため。

⑧は、条例第14条第3号及び第5号に該当し、会話すべてを記載したのではなく、生活保護事務の適正な実施に必要な部分を要約しているものであり、開示により開示請求者との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。

⑨は、条例第14条第5号に該当し、開示することで、当該福祉事務所が行う生活保護業務の執行に支障が生じるため。

- (3) 異議申立人は本件処分に対して、実施機関が開示しなかった部分はいずれも条例所定の不開示理由に当たらず、本件不開示決定は違法であり、取り消されるべきであるとして、本件異議申立てを行ったものである。

3 本件処分の妥当性について

上記の条例における個人情報開示の仕組みを踏まえ、当審査会は実施機関の分類に従って、本件処分が妥当であるか否かについて検討する。

(1) 訪問、所内面接等の日付その他の客観的事実について

「ケース診断会議録・ケース診断諮問票」等に記載された、開示請求者の世帯員の氏名、年齢、続柄等の世帯構成、生活保護開始年月日、最低生活費、収入充当額、扶助費、訪問、所内面接等の日付その他の客観的事実について、実施機関は条例第14条第4号及び第5号を理由に不開示としている。しかし、これらの記載内容は、担当ケースワーカーが訪問や面接した事実、実施機関の内部で確認した事実、開示請求者の世帯構成、生活保護費の支給状況等を記したものである。当該記載内容は客観的に明らかな事実であり、記載した担当ケースワーカーによる主観や開示請求者への評価が入り込む余地のないものである。したがって、開示したとしても生活保護事務の適正な実施に支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例第14条各号に規定された不開示情報に該当しないため、開示することが妥当である。

(2) 開示請求者に対する指導・援助方針について

「ケース記録」に記載された、開示請求者に対する援助方針については、実施機関の口頭意見陳述時の説明によれば、実施機関では生活保護受給者に対し援助方針を伝え、開示請求者が生活保護を受ける中で担当ケースワーカーから指導や説明がなされており、担当ケースワーカーと生活保護受給者が話し合ってお互い援助方針を理解しながら、生活保護からの自立に向けて進めていくということである。実施機関は条例第14条第4号及び第5号に該当することを理由に不開示としているが、上述のとおり本件開示請求者と実施機関が共有している情報であり、開示したとしても生活保護事務の適正な実施に支障が生じるおそれがあると

は認められないため、開示することが妥当である。

(3) 開示請求者から提出を受けたものについて

開示請求者が実施機関に対して提出した、自らの1か月分の収入を申告する書類である「収入申告書」や、開示請求者が居住する住宅の「賃貸借契約書」等について、実施機関は条例第14条第4号及び第5号に該当することを理由に不開示としている。しかし、これらの書類については、開示請求者が実施機関に自己の収入状況や居住実態を申告するために提出したものであり、開示しても、生活保護事務の適正な実施に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、開示することが妥当である。

(4) 開示請求者が知り得るものについて

「面接記録票」に記載された、開示請求者が居住する地区の民生委員の氏名及び電話番号については、開示請求者以外の者に関する情報ではあるが、生活保護受給者であれば、地区民生委員の氏名や電話番号は当然に知り得るものである。また、「就労状況調書」については、開示請求者から提出を受けた書類等を基にして、実施機関が開示請求者の就労期間、就労先、就労条件、通勤方法等をまとめたものであり、開示請求者が知る立場にあるものである。

これら開示請求者が既に知っている情報及び開示請求者が知り得る立場にある情報については、条例第14条各号に規定された不開示情報に該当しないため、開示することが妥当である。

(5) 開示請求者以外の第三者に関する情報について

開示請求者の親族に対する実施機関からの開示請求者を援助・扶養できるかどうか確認する照会に対し、開示請求者の親族からの回答書面である「扶養届書」に記載された開示請求者以外の第三者情報や、「扶養義務者一覧表」のうち、扶養義務者の住所、資産の状況、交際の状況、扶養能力程度の情報については、開示することにより開示請求者以外の第三者のプライバシー、社会生活上の利益等の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第2号に該当する不開示情報であると認められるので、不開示とした処分は妥当である。

(6) 開示請求者に対する評価・判定・所見及び協議内容について

「ケース診断会議録・ケース診断諮問票」、「ケース記録」等に、担当ケースワーカーその他福祉事務所職員が開示請求者に関する評価、判定、所見及び協議内容等を記載した部分については、福祉事務所が生活保護事務を進めるにあたり、開示請求者に対する評価、判定、所見等をありのままに記載したものである。当該情報が開示請求者の認識と異なって

いた場合等、当該情報を開示すると、以後適正な指導援助が困難になり、率直な評価、判定、所見等を記載することができなくなる等、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。したがって、当該情報は条例第14条第3号に該当する不開示情報であると認められるので、不開示とした処分は妥当である。

(7) 医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容について

「ケース記録」、「病状調査記録票」等に記載された、「医療機関その他の関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容」については、実施機関が生活保護業務を適正に執行するに当たり、医療機関等の任意の協力のもとに得た資料であり、当該情報を開示請求者に開示することで、実施機関と医療機関等との信頼関係が損なわれる等、今後、当該医療機関等から率直な意見の提供が受けられなくなることが想定される。そのため、当該情報を開示すると、診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報と認められるので、不開示とした処分は妥当である。

(8) 開示請求者との対応内容について

「面接記録票」や「ケース記録」に記載された、担当ケースワーカー及び面接相談員と開示請求者との対応の記録が記載された部分で客観的事実と認められない部分については、その記載内容は必ずしも会話すべてを記載したものではなく、福祉事務所が生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録をしたものであり、作成した者の評価や認識が反映されているものである。これらを開示請求者に開示し、開示請求者の認識と異なっていた場合等、実施機関と開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められるので、不開示とした処分は妥当である。

(9) 福祉事務所が行う調査及び回答について

「預貯金調査について（伺い）」、「回答書（預貯金調査）」等に記載された、開示請求者の預貯金や保険契約等に関して福祉事務所が調査を行った金融機関及び保険会社の名称並びにその回答等については、当該情報が生活保護受給者に開示されると、預貯金や保険契約等を福祉事務所に把握されないように調査が及ばない別の金融機関等に移すことが容易に想定される等、生活保護事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある。

る。したがって、当該情報は条例第14条第5号に該当する不開示情報であると認められるため、不開示とした処分は妥当である。

4 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに対し、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成26年 5月14日	諮問の受理（諮問第362号）
②	同 年 6月20日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 8月 7日	審議
④	同 年 9月18日	審議
⑤	同 年 10月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 11月20日	審議
⑦	同 年 12月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	平成27年 2月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)